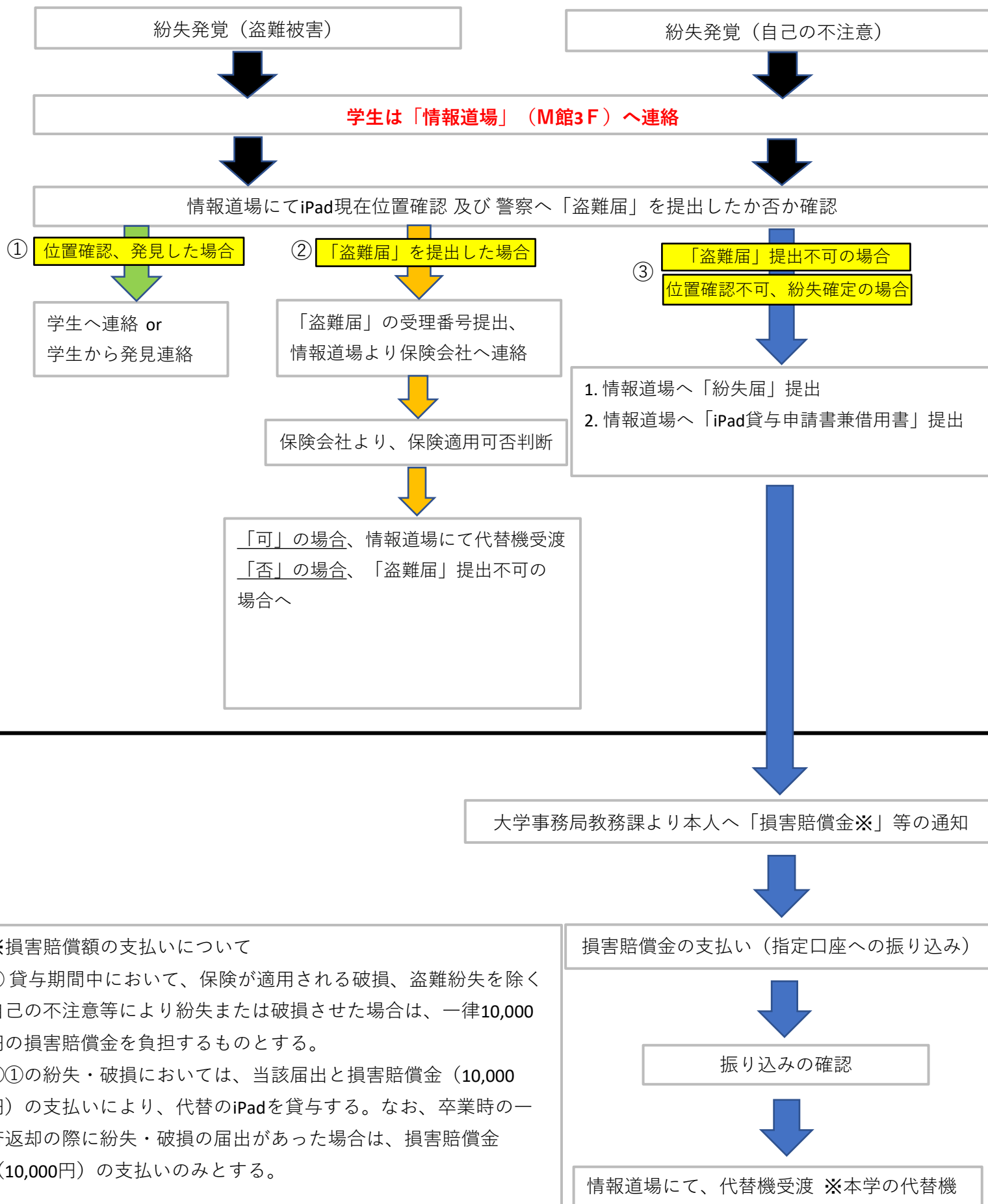


iPad紛失・破損時の手続きの流れ



※損害賠償額の支払いについて

① 貸与期間中において、保険が適用される破損、盗難紛失を除く自己の不注意等により紛失または破損させた場合は、一律10,000円の損害賠償金を負担するものとする。

②①の紛失・破損においては、当該届出と損害賠償金（10,000円）の支払いにより、代替のiPadを貸与する。なお、卒業時の一斉返却の際に紛失・破損の届出があった場合は、損害賠償金（10,000円）の支払いのみとする。

損害賠償金の支払い（指定口座への振り込み）

振り込みの確認

情報道場にて、代替機受渡 ※本学の代替機